

石綿飛散防止総合対策費



【令和8年度要求額 75百万円（65百万円）】

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえた事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年6月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

（1）アスベスト濃度モニタリング事業

建築物等の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染状況を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

（2）解体等工事における効果的な石綿飛散防止対策に係る検討（改正法5年見直し）

改正大気汚染防止法に基づく改正法施行5年後見直しとして、法の施行状況等を踏まえ、効果的な石綿飛散防止対策について検討する。

（3）石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知

地方公共団体職員向けの技術講習会を開催する。石綿飛散防止対策に係る幅広い周知を行う。

（4）災害時の石綿飛散防止対策に係る検討

令和6年能登半島地震の経験等を踏まえ、効果的な災害時の石綿飛散防止対策について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ

